

美馬市家具固定等推進事業補助金



美馬市では、地震による家具の転倒やガラスの飛散などによる被害を防止するため、**家具等に家具転倒防止器具等を設置した方**に対し、その費用の一部を補助します。

1 家具転倒防止器具等とは

たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の転倒を防止するために有効な器具やガラスの飛散を防止するフィルムなど、次のようなものが対象となります。

- 家具を壁・柱・床に固定するもの（L型金具、転倒防止チェーン・ベルトなど）
- 家具の転倒を防止するもの（つっぱり棒、二段家具連結金具、耐震マットなど）
- 収納物の落下を防止するもの（扉・引出開放防止金具、開放棚落下防止金具など）
- ガラスの飛散を防止するもの（飛散防止フィルムなど）

2 補助の対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- (1) 美馬市内に居住し、美馬市住民基本台帳に登録されている方
- (2) その世帯に市税、介護保険料、各種使用料の滞納がない方

3 補助の対象となる経費（上限10,000円*、1世帯1回限り）※100円未満切捨て 家具転倒防止器具等の購入とその取付けに必要な経費

4 手続の方法

家具転倒防止器具等の取付け完了後、次の書類を危機管理課へ提出してください。
※手続は、補助対象経費を支払った年度の**3月末まで**に行ってください。

- 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 住民基本台帳及び市税等の納入状況に関する調査承諾書（様式第2号）
- 経費の支払を証明する領収書の原本（レシートなど）
- 家具転倒防止器具等の取付け完了後の写真
- 振込口座の通帳等の写し（申請者本人名義のもの）

5 交付決定・振込（4の手続が完了した月の**翌月の中旬頃**）

内容を審査し、適当と認められた場合は、交付決定通知書兼交付額の確定通知書をお送りし、指定された口座へ補助金を振り込みます。

なお、審査の結果、交付しないと決定された場合は、不交付決定通知書でお知らせします。

6 提出・問合せ先

美馬市企画総務部 危機管理課

美馬市穴吹町穴吹字九反地5

電話 0883-52-1677

FAX 0883-52-5758

E-mail kikikanri@mima.i-tokushima.jp

